

一般財団法人くまもと SDGs 推進財団  
助成金審査会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人くまもと SDGs 推進財団（以下、「当財団」という。）が行う、SDGs 推進を目指す公益的な活動に資するための資金提供事業等（以下、「助成事業」という。）で支援する組織等（以下、「支援先」という。）を選定する審査会の設置について必要な事項を定める。

(審査会の事務)

第2条 審査会の事務は、次に掲げる事項を行うこととする。

- (1) 当財団が行う助成事業に係る支援先の選定
  - (2) その他、前項に関連する事項
- 2 審査会は、助成事業ごと開催する。助成事業ごとに開催される審査会（以下「各審査会」という。）での審査結果は理事会に提出される。理事会は、各審査会での審査結果をもとに、支援先を最終決定する。
- 3 理事会は、支援先の最終決定について、執行役員会運営規則第3条第1項に定める執行役員会に権限委譲することができる。その場合、代表理事は執行役員会での支援先の決定結果を、その直後に開催される理事会に報告する。
- 4 各審査会での審議の結果について、第2項による場合は理事会での審議の結果、また第3項による場合は執行役員会での審議の結果、異議が認められた場合は、当該の支援先を不採択とする。

(審査委員の委嘱等)

- 第3条 審査委員は、当財団が実施する事業の趣旨や対象事業に関して優れた見識と専門性を有し、公正かつ中立な立場を堅持できる者のうちから、代表理事が理事会に対して候補者名、役職及び選任理由等を記載した書類を提出し、承認を得られた者に対し、委嘱する。
- 2 当財団の理事が役員を務める組織（以下、「関係組織」という。）の役員が審査委員の候補者に含まれている場合は、当該理事は当該関係組織の役員の審査委員承認に関する議事に加わることができない。
  - 3 審査委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常理事会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(各審査会の構成等)

- 第4条 各審査会の審査委員の定数は3名以上とし、前条第1項に基づき理事会が承認した審査委員の中から代表理事が選任し、執行役員会が承認した者で構成する。
- 2 代表理事は、執行役員会の承認を得て、次に掲げる者を外部委員として委嘱し、選任することができる。ただし、その数は、各審査会の審査委員総数の3分の1を超えることはできない。
  - (1) 特別寄付事業の基となる寄付を行った個人又は法人において、その寄付に責任を持って関与する者

- (2) 当財団が実施する特定寄付事業の設置提案者
  - (3) 代表理事が地域性やテーマの特異性から必要であると認めた者
- 3 支援先を公募しない審査会の審査委員には、前項(1)及び(2)に定める外部委員は選任しないこととする。

(各審査会の招集及び決議)

第5条 各審査会は、代表理事が招集する。

- 2 各審査会は、選任された審査委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、外部委員以外の者が、出席者の3分の2以上を占めなければならない。
- 3 各審査会の議事は、出席した審査委員(外部委員を含む)の過半数で決する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、代表理事は、必要に応じ、予め執行役員会の承認を得たうえで、前条第1項の手続きを経て選任された審査委員に対して、書面による審査を求めることができる。

(委員の排斥)

第6条 審査委員(外部委員を含む)は、第2条第1項の各号に掲げる事項に関し、自己が役員を務める組織に関する議事に加わることができない。

- 2 その利害の関係から議事に加わることができない審査委員が発生した場合の会議の議事は、外部委員を除く審査委員の過半数の同意を条件として決する。

(守秘義務)

第7条 審査委員(外部委員を含む)は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。審査委員(外部委員を含む)の職を退いた後も同様とする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は理事会が定める。

附 則

- 1 この規程は、2020年3月9日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2021年11月20日から施行する。

別添様式（当財団助成金審査会規程第 3 条第 1 項に定める書類）

年 月 日

理 事 各位

代表理事

一般社団法人くまもと SDG s 推進財団代表理事は、審査委員を新たに委嘱するため、下記の者を候補者として提案しますのでご承認ください。

記

採 択 の 可 否	氏 名	役 職	選任理由	備 考

.....

代表理事 様

先に提案のあった審査委員の新たな委嘱に係る採択の可否は、上記のとおりです。

年 月 日

理 事（氏名）

※点線以下は、持ち回り理事会で承認を得る場合に使用

（参考）助成金審査会規程第 3 条第 1 項

審査委員は、当財団が実施する事業の趣旨や対象事業に関して優れた見識と専門性を有し、公正かつ中立な立場を堅持できる者のうちから、代表理事が理事会に対して候補者名、役職及び選任理由等を記載した書類を提出し、承認を得られた者に対し、委嘱する。

(参考様式 1)

年 月 日

(委嘱者名又は所属長職氏名) 様

一般財団法人くまもと SDGs 推進財団  
代表理事

就 任 依 頼 書

平素は弊法人の活動にご配慮いただき心より御礼申し上げます。

弊財団では、基金の助成先を決定するために、別添のとおり助成金審査会規程を設け、弊財団が実施する事業の趣旨や対象事業に関して優れた見識と専門性を有し、公正かつ中立な立場を堅持できる者を審査委員として委嘱することとしています。

つきましては、下記の方を弊財団が実施する審査会の審査委員にご就任いただきたくお願い申し上げます。

記

1 氏 名

2 就任期間 年 月 日から 年 月 日まで

(この間に開催される審査会にご出席していただきます。)

3 報 酬 弊財団謝金支払規程により謝金をお支払いします。

4 そ の 他 弊財団謝金支払規程により審査会場まで 50 km 以遠からお見えになる場合は、公共交通機関等の実費相当額をお支払いします。

連絡先

〒860-0801

熊本市中央区安政町 3-13 熊本県商工会館内

一般財団法人くまもと SDGs 推進財団

Mail: info@kspf-or-jp Tel: 096-227-6757

(参考様式 2)

年 月 日

一般財団法人くまもと SDGs 推進財団  
代表理事 様

## 就 任 承 諾 書

一般財団法人くまもと SDGs 推進財団が実施する審査会の審査委員への就任  
を承諾します。

職 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

連絡先（携帯番号等） \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

## 謝金等振込先口座

金融機関名	
支 店 名	
口座の種別	当座 ・ 普通
口 座 番 号	
(フリガナ) 口座名義人	